

岩手医科大学における各学部の人材養成および教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条に則り、学則第1条第2項に基づき、本学の教育研究方針を明確にし、学部等における教育の質を保証するとともにその基準を内外に示すため、以下に各学部の人材養成および教育研究上の目的(以下「各学部の目的」という)を定めるものとする。

(各学部の目的)

第2条 医学・歯学・薬学の三学部をもつ医療総合大学としての特色を活かし、各学部間の緊密な連携のもとに人類の健康・福祉の向上に貢献することを目指す。各学部の目的を以下のとおり定める。

(1) 医学部における人材養成及び教育研究上の目的

教育・診療・研究において、主導的役割を担う豊かな人間性を備えた人材を養成する。

人としての教養を高め、医師としての十分な知識と技能を修得させ、発展を続ける医学に対応する生涯学習のための自己啓発能力を涵養する。

(2) 歯学部における人材養成及び教育研究上の目的

豊かな教養と人間性を涵養し、全人的医療を実践し、歯科医学、歯科医療ならびに口腔保健の進歩発展に寄与することのできる人材を養成する。

(3) 薬学部における人材養成及び教育研究上の目的

医療薬学と創薬を中心とした先端的研究と教育を展開し、豊かな人間性を備え、広い視野から問題発見と解決をする能力を持ち、実践を重視した専門的知識と技能・態度を修得した人材を養成する。

(改廃)

第3条 各学部の目的の改廃は、各学部教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行し、改正後は平成22年6月15日から適用する。